

各位

鳥取県西部広域行政管理組合総務課

入札説明書

組合が行う建設工事の参加希望型指名競争入札を下記のとおり行いますから、希望があれば鳥取県西部広域行政管理組合建設工事執行規則（平成8年度規則第6号）及び鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年規則第3号）を承諾のうえ参加してください。

記

参加希望型指名競争入札に付する工事	工 事 名	大山消防署大規模改修等機械設備工事		
	工事場所	西伯郡大山町末吉403番地2 大山消防署	工 期	契 約 日 から 令和5年8月31日まで
契約条項を示す場所		鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課(米子市淀江町西原1129番地1)		
担 当 課		消防局総務課		
入札保証金に関する事項		入札保証金	免 除	
現 場 説 明 会		な し		
開札の日時及び場所		日 時	令和4年12月6日 午前9時 開札	
		場 所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1 米子市淀江支所2階 第2会議室	
契約保証に関する事項	請負代金の額が130万円を超える工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 銀行若しくは管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 (4) 公共工事履行保証証券による保証 (5) 履行保証保険契約の締結			
前 払 金	有 40 %以内			
部 分 払	有 （ 組合建設工事執行規則において準用する米子市建設工事執行規則による ）			
入札に関する注意事項	1. 開札前天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき、又は競争の意思がないと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。 2. 入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。 3. 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び鳥取県西部広域行政管理組合郵便入札実施要領第4条に定める入札は無効とする。 4. 入札者は、到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。 5. 入札者は、入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができる。 6. 落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場所において、くじを引くべき入札者が、当該入札の立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員に当該入札者に代わってくじを引かせるものとする。 7. 本件工事は、予定価格の2／3（ただし、8／10を下回る場合は、8／10とする。）以上で最低制限価格を設定しており、最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 8. 入札書に工事費内訳書が同封されていない場合は、無効とする。 9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10％に相当する額を加算した金額をもって落札価格（円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 10. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 11. 入札回数は、1回とする。			
その他の注意事項	1. 鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領第9条第1項に定める経営内容等が不健全な申込者は、不指名とすることがある。また、同条第2項に定める同一入札における資本的、人的関係にある複数の申込者のうち1者のみを指名し、他の者を不指名とすることがある。 2. 申込時に届けのあった配置予定技術者は、入札書差出期限まで変更可能とし、その後の変更は原則として認めないものとする。 3. 工事現場に配置する技術者等（主任技術者、監理技術者及び現場代理人をいう。）は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。）が、申込日までに3ヶ月以上ある者に限るものとする。			
施工に関する注意事項	1. 工事設計図書 別紙のとおり 2. 本工事の施工にあたっては、鳥取県制定「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「公共建築工事標準仕様書」又はその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。			
組合建設工事執行規則において準用する米子市建設工事執行規則第14条の規定により公にする予定価格 42,757,000 円（税込み）				
最低制限価格 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の7/10＋一般管理費の5.5/10)×1.1				

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		産廃処分税計上
一般管理費等	1	式		契約保証費計上
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率10%
工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

鳥取県西部広域行政管理組合

増築工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空気調和設備	機器設備	1	式		
空気調和設備	配管設備	1	式		
計					
換気設備	機器設備	1	式		
換気設備	ダクト設備	1	式		
計					
衛生器具設備		1	式		
計					
給水設備		1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
給湯設備		1	式		
計					
ガス設備	液化石油ガス設備	1	式		
計					
発生材運搬		1	式		
計					

改築工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空気調和設備	機器設備	1	式		
空気調和設備	配管設備	1	式		
計					
換気設備	機器設備	1	式		
換気設備	ダクト設備	1	式		
計					
衛生器具設備		1	式		
計					
給水設備		1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
給湯設備		1	式		
計					
消火設備		1	式		
計					
ガス設備	液化石油ガス設備	1	式		
計					
撤去工事	空気調和設備	1	式		
撤去工事	換気設備	1	式		

[illegible]

共有工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空気調和設備	配管設備	1	式		
計					
給水設備		1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
消火設備		1	式		
計					
ガス設備	液化石油ガス設備	1	式		
計					
原水ポンプ槽設備		1	式		
計					
発生材運搬		1	式		
計					

[illegible]

共有工事

[illegible]

増築工事		空気調和設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
PAC-1パッケージエアコン	2方向天井カセット形 重耐塩仕様 冷房能力3.6kW暖房能力4.0kW リモコン他付属品共	1	台			
PAC-3パッケージエアコン	4方向天井カセット形 重耐塩仕様 冷房能力4.0kW暖房能力4.5kW リモコン他付属品共	2	台			
RAC-1ルームエアコン	壁掛形 重耐塩仕様 冷房能力2.2kW暖房能力2.5kW リモコン他付属品共	1	台			
縁石		1	組			
電気配管配線						
EM-EFケーブル	1.6mm ² - 3C 共巻	63	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	2.0mm 共巻	63	m			
EM-MEESケーブル	0.5 mm ² - 2C 管内	5	m			
EM-MEESケーブル	0.5 mm ² - 2C ビット・天井	11	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	5	m			
金属製スイッチボックス(カバー付)	2個用	3	個			
搬入・据付費						
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り 4.0kW以下	3	台			
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ) 据付	屋外機 床置き 防振基礎無し 4.0kW以下	3	台			
ルームエアコンディショナー [セパレート形(圧縮機屋外形)] 据付	屋内機 壁掛け 2.5kW以下	1	台			
ルームエアコンディショナー [セパレート形(圧縮機屋外形)] 据付	屋外機 床置き 2.5kW以下	1	台			
天井開口補強						
軽量鉄骨天井開口部補強	19形(屋内) 900×900mm程度 ボート等切込み共	3	か所			
計						

増築工事		空気調和設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 25A	3	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 30A	8	m			
排水・断熱ポリエチレンホース	屋内一般 19Φ	5	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	6.35外径(1/4B)液管 厚8mm	63	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	9.52外径(3/8B)ガス管 厚20mm以上	7	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	12.7 外径(1/2B)ガス管 厚20mm以上	56	m			
保温						
排水管 保温	クォーツウール 天井内,パイプシャフト内 アルミクォーツ化粧筒 25A	3	m			
排水管 保温	クォーツウール 天井内,パイプシャフト内 アルミクォーツ化粧筒 32A	8	m			
冷媒用断熱材被覆銅管用保温外装	6.35～38.10mm程度	4	m			
保温化粧ケース (樹脂製)	75 × 63	4	m			
保温化粧ケース (樹脂製)	100 × 70	3	m			
スリーブ		1	式			
計						

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

増築工事 給水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水道用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 20A	12	m			
水道用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 25A	1	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 20A	18	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 20A	5	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 20A	25	m			
洗濯機水栓	TW11R	1	個			
横水栓	F 7 - 13A	1	個			
埋設仕切弁	10K20A	3	個			
バルブボックス	V C - P 3 0 0 H	3	個			
ボール弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	1	個			
逆止弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	1	個			
フレキシブルジョイント	ベローズ形 20A	1	個			
地中埋設標	鉄 製	5	個			
埋設標識テープ	150幅	13	m			
保温						
給水管 保温	グラスウール 天井内,パイプシャフト内 アルミグラス化粧筒 20A	29	m			
給水管 保温	ポリスチレン 屋外露出,浴室 ステンレス鋼板 20A	2	m			
土工事						
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	3.8	m3			
山砂		1.2	m3			

鳥取県西部広域行政管理組合

増築工事 排水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	26	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 75A	10	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 40A	6	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	17	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 75A	9	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 75A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	43	m			
床上掃除口	CVAT 50A	1	個			
床上掃除口	CVAT 80A	2	個			
掃兼ドレン	KSR-P 50A	1	個			
通気金物	KVE 50A	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90L 320H T-8	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90Y 340H T-8	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90Y 380H T-8	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90Y 400H T-8	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 45L 250H レジコン蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90L 290H T-8蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90L 300H T-8蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90L 420H T-8蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90Y 290H T-8蓋	1	個			

増築工事		排水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
小口径雨水桝	100-200Φ 90Y 300H T-8蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90Y 320H T-8蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90Y 350H T-8蓋	1	個			
保温						
排水管 保温	クラスウール 天井内, ハイブシャフト内 アルミグラス化粧筒 40A	6	m			
排水管 保温	クラスウール 天井内, ハイブシャフト内 アルミグラス化粧筒 50A	3	m			
排水管 保温	クラスウール 天井内, ハイブシャフト内 アルミグラス化粧筒 80A	12	m			
既設雨水桝接続						
配管分岐 (樹脂管類) ・手間のみ	配管分岐 100A 保温無	1	か所			
土工事						
根切り(機械)	バックホウ 0.28m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	10	m3			
山砂		7.1	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.28m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	2.9	m3			
スリーブ		1	式			
計						

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

改築工事		空気調和設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
PAC-1パ° ッケーシ° エアコン	2方向天井カセット形 重耐塩仕様 冷房能力3.6kW暖房能力4.0kW リモコン他付属品共	2	台			
PAC-2パ° ッケーシ° エアコン	2方向天井カセット形 重耐塩仕様 冷房能力4.0kW暖房能力4.5kW リモコン他付属品共	2	台			
PAC-4パ° ッケーシ° エアコン	4方向天井カセット形 重耐塩仕様 冷房能力5.0kW暖房能力5.6kW リモコン他付属品共	1	台			
RAC-1ルームエアコン	壁掛形 重耐塩仕様 冷房能力2.2kW暖房能力2.5kW リモコン他付属品共	12	台			
二段置架台	平地高置(溶融亜鉛メッキ仕上)	4	個			
縁石		12	組			
電気配管配線						
EM-EEFケーブ°ル	1.6mm- 3C 共巻	213	m			
600V耐燃性ボ° リエチレン絶縁電線 (EM-IE)	2.0mm 共巻	213	m			
EM-MEESケーブ°ル	0.5 mm2- 2C 管内	6	m			
EM-MEESケーブ°ル	0.5 mm2- 2C ビ°ット・天井	12	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	6	m			
金属製スイッチボックス(カバー付)	2個用	5	個			
搬入・据付費						
パ° ッケーシ° 形空気調和機(セパ° レート・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 4.0kW以下	4	台			
パ° ッケーシ° 形空気調和機(セパ° レート・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 5.0kW以下	1	台			
パ° ッケーシ° 形空気調和機(セパ° レート・マルチ) 据付	屋外機 床置き 防振基礎無し 4.0kW以下	4	台			
パ° ッケーシ° 形空気調和機(セパ° レート・マルチ) 据付	屋外機 床置き 防振基礎無し 5.0kW以下	1	台			
ルームエアコンデ° イショナー [セパ° レート形(圧縮機屋外形)] 据付	屋内機 壁掛け 2.5kW以下	12	台			
ルームエアコンデ° イショナー [セパ° レート形(圧縮機屋外形)] 据付	屋外機 床置き 2.5kW以下	12	台			

[illegible]

改築工事		空気調和設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 20A	7	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 25A	13	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 30A	26	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (カラーVP)	屋内一般 20A	3	m			
排水・断熱ポリエーレンホース	屋内一般 19Φ	45	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	6.35外径(1/4B) 液管 厚8mm	213	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	9.52外径(3/8B) ガス管 厚20mm以上	105	m			
冷媒用断熱材被覆銅管	12.7 外径(1/2B) ガス管 厚20mm以上	108	m			
はつり補修						
機械はつり (タヤメントカッターによる配管用貫通口)	100～150mm 75mm	2	か所			
機械はつり (タヤメントカッターによる配管用貫通口)	100～150mm 100mm	9	か所			
保温						
排水管 保温	グラスウール 天井内, バイブシャフト内 アルミグラス化粧筒 25A	13	m			
排水管 保温	グラスウール 天井内, バイブシャフト内 アルミグラス化粧筒 32A	23	m			
冷媒用断熱材被覆銅管用保温外装	6.35～38.10mm程度	8	m			
保温化粧ケース (樹脂製)	75 × 63	51	m			
保温化粧ケース (樹脂製)	100 × 70	5	m			
計						

改築工事		換気設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
F-1天井扇	低騒音インテリア格子タイプ 90m3/h×20Pa SUS製フット共	1	台			
F-2天井扇	低騒音インテリア格子タイプ 130m3/h×50Pa SUS製フット共	2	台			
F-3天井扇	低騒音インテリア格子タイプ 220m3/h×20Pa SUS製フット共	1	台			
F-4天井扇	低騒音インテリア格子タイプ 260m3/h×40Pa SUS製フット共	4	台			
F-5天井扇	低騒音インテリア格子タイプ 290m3/h×40Pa SUS製フット共	1	台			
F-7天井扇	低騒音インテリア格子タイプ 400m3/h×80Pa SUS製フット共	1	台			
F-8天井扇	低騒音サニタリー用 50m3/h×10Pa SUS製フット共	1	台			
F-9天井扇	低騒音サニタリー用 180m3/h×20Pa SUS製フット共	1	台			
F-10天井扇	低騒音サニタリー用 220m3/h×20Pa SUS製フット共	1	台			
F-11天井扇	台所用 540m3/h×50Pa SUS製フット共	1	台			
F-12天井扇	低騒音形2部屋換気サニタリー用 120m3/h×40Pa SUS製フット共	1	台			
搬入・据付費						
換気扇 据付	天井埋込形	16	台			
ペントキャップ 取付費	100mm	5	個			
ペントキャップ 取付費	150mm	9	個			
ペントキャップ 取付費	200mm	1	個			
送風機(片吸込) 据付	天井吊形 標準基礎 No.1 1/4以下	1	台			
天井開口補強						
軽量鉄骨天井 開口部補強	19形(屋内) 300×300mm程度 ボート等切込み共	16	か所			
計						

改築工事		換気設備		ダクト設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
アンクルフランジ 工法ダクト (低圧ダクト、シール有)	インサート有 0.5mm (～450mm)	8	m ²			
アンクルフランジ 工法ダクト (低圧ダクト、シール有)	インサート有 0.6mm (451～750mm)	2	m ²			
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 100mm	71	m			
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 150mm	42	m			
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 175mm	1	m			
配管用 炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 屋内一般 65A	2	m			
配管用 炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 屋内一般 100A	4	m			
配管用 炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 屋内一般 125A	5	m			
OA-1給気グリル	フィルター付消音形100Φ SUS製フート共	11	個			
OA-2給気グリル	フィルター付消音形150Φ SUS製フート共	1	個			
OA-3給気レジスター	角形壁付タイプフィルター付150Φ SUS製フート共	7	個			
ベンチレーター	回転式カリハリウム鋼板製 100Φ	1	個			
排気フート	SUS製700×500 防虫網共	1	個			
風量調節ダンパー	600 400	1	個			
防火ダンパー	600 400	1	個			
排ガス用排気ボックス	1,000×400×600H(0.8t) 外面塗装共	1	個			
ねずみ鋳鉄仕切弁	5K(フランジ) 65A(外ねじ)	3	個			
送風機用 たわみ継手	片吸込形 No.2 以下	1	組			
保温						
スパイラルダクト保温 (32K)	グラスウール 屋内隠ぺい、ダクトシャフト内 アルミグラスクロス 100mm 保温厚25	20	m			

改築工事		衛生器具設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
洋風便器	CS232B, SH232BA, TCF5830AUS, YH650	3	組			
洋風便器	CS597BCS, SH596BAYR, TCF5840AUP, YH650	1	組			
小便器	UFS900R	2	組			
洗面器	ホウル一体タイプ MH50, Cタイプ, 800L, TLE26506J×1	1	組			
洗面器	ホウル一体タイプ MC60, Rタイプ, 900L, TLE26506J×1	1	組			
洗面器	L250C, TENA41A	1	組			
オストメイト	UAS81RSB2NW, UTR141	1	組			
掃除用流し	SK22A, T23AEQ20C	1	組			
化粧鏡	YM6090A	1	枚			
洗濯機ハン	PWSP64J2W	1	組			
洗濯機ハン	PWSP64H2W	2	組			
はね上げ手すり	T112H7R	1	個			
腰掛便器用手すり	T112CL11	1	個			
収納式多目的シート	EW520ARS	1	個			
ペビシーシート	YKA25S	1	個			
ペビシーチェア	YKA16S	1	個			
計						

改築工事 給水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水道用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 20A	13	m			
水道用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 25A	1	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 20A	12	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 25A	1	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 20A	22	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 20A	26	m			
流し用混合水栓	TKS05316J	2	個			
洗濯機水栓	TW11R	3	個			
横水栓	F 7 - 13A	2	個			
散水栓	T28UNH13, B3-B共	2	個			
水栓柱	合成樹脂製 13A	3	個			
埋設仕切弁	10K20A	8	個			
埋設仕切弁	10K25A	1	個			
バルブボックス	VC-P 300H	9	個			
ボール弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	2	個			
逆止弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	2	個			
フレキシブルジョイント	ヘロース形 20A	2	個			
地中埋設標	鉄 製	11	個			
埋設標識テープ	150幅	14	m			
保温						

改築工事 排水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 40A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	7	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 75A	4	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 40A	11	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	29	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 65A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 75A	20	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 100A	9	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 50A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 65A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 75A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	18	m			
排水・硬質塩化ビニル管 (カラーVP)	屋内一般 40A	4	m			
排水・硬質塩化ビニル管 (カラーVP)	屋内一般 65A	4	m			
床上掃除口	CVAT 65A	2	個			
床上掃除口	CVAT 80A	1	個			
床上掃除口	CVAT 100A	2	個			
掃兼ドレン	KSR-P 50A	3	個			
排水目皿	D金具 50A	1	個			
通気金物	KVE 40A	1	個			

改築工事 排水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
通気金物	KVE 50A	2	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90L 370H T-8	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90L 420H T-8	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90Y 360H T-8	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90Y 380H T-8	1	個			
小口径汚水桝	100-200Φ 90Y 390H T-8	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90L 300H T-8蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90L 330H T-8蓋	1	個			
小口径雨水桝	100-200Φ 90L 420H T-8蓋	1	個			
GTク°リーストラップ	FRP製3槽式実容量80L	1	基			
保温						
排水管 保温	ク°ラスウール 天井内,ハ°イブ°シャフト内 アルミク°ラス化粧筒 40A	2	m			
排水管 保温	ク°ラスウール 天井内,ハ°イブ°シャフト内 アルミク°ラス化粧筒 50A	9	m			
排水管 保温	ク°ラスウール 天井内,ハ°イブ°シャフト内 アルミク°ラス化粧筒 80A	17	m			
既設配管接続						
配管分岐 (樹脂管類) ・手間のみ	配管分岐 50A 保温無	1	か所			
既設雨水桝接続						
配管分岐 (樹脂管類) ・手間のみ	配管分岐 100A 保温無	1	か所			
斫り補修						
機械はつり(ク°イモ ント°カッターによる 配管用貫通口)	100～150mm 75mm	8	か所			

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

[illegible]

改築工事		ガス設備		液化石油ガス設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
プロパン外面被覆鋼管(ネジ接合)(PLP)	機械室・便所 25A	5	m			
プロパン・配管用炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 屋内一般 15A	11	m			
プロパン・配管用炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 機械室・便所 15A	3	m			
ガス用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 25A	29	m			
ヒューズコック	L P G 2口 // 縦型横向	1	個			
サービスコック	L P G 15A	2	個			
サービスコック	L P G 25A	1	個			
バルブボックス	V C - P 300H	1	個			
フレキシブルジョイント	ヘックス形 15A	2	個			
地中埋設標	鉄 製	6	個			
埋設標識テープ	150幅	29	m			
塗装						
配管用炭素鋼鋼管(白管)塗装	露 出 15A	3	m			
斫り補修						
機械はつり(パイメントカッターによる配管用貫通口)	100～150mm 50mm	1	か所			
土工事						
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	4.9	m3			
山砂		2.7	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	2.1	m3			
計						

改築工事		撤去工事		空気調和設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
空気調和設備撤去						
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ)撤去	屋内機 天井吊り - 4.0kW以下	1	台			
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ)撤去	屋内機 天井吊り - 7.1kW以下	4	台			
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ)撤去	屋内機 天井吊り - 10.0kW以下	3	台			
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ)撤去	屋外機 床置き 防振基礎無し 4.0kW以下	1	台			
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ)据付	屋外機 床置き 防振基礎無し 10.0kW以下	1	台			
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ)撤去	屋外機 床置き 防振基礎無し 14.0kW以下	2	台			
パッケージ形空気調和機(セパレート・マルチ)撤去	屋外機 床置き 防振基礎無し 20.0kW以下	1	台			
搬出費(撤去用)	複数搬出 300kg/m3未満	0.2	t			
断熱材被覆銅管(冷媒用)撤去	6.35外径(1/4B) 液管 厚8mm	9	m			
断熱材被覆銅管(冷媒用)撤去	9.52外径(3/8B) 液管 厚8mm	50	m			
断熱材被覆銅管(冷媒用)撤去	12.7 外径(1/2B) ガス管 厚20mm以上	9	m			
断熱材被覆銅管(冷媒用)撤去	15.88外径(5/8B) ガス管 厚20mm以上	42	m			
断熱材被覆銅管(冷媒用)撤去	25.4 外径(1 B) ガス管 厚20mm以上	8	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)撤去	屋内一般 25A	27	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)撤去	屋内一般 40A	49	m			
EM-EEFケーブル撤去	1.6mm- 3C 共巻	18	m			
EM-EEFケーブル撤去	2.0mm- 3C 共巻	46	m			
IEケーブル撤去	1.6mm 共巻	18	m			
IEケーブル撤去	2.0mm 共巻	46	m			

鳥取県西部広域行政管理組合

改築工事		撤去工事		換気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
長方形ダクト撤去	亜鉛鉄板 0.5mm 再使用しない	11	m ²			
長方形ダクト撤去	亜鉛鉄板 0.6mm 再使用しない	2	m ²			
スパイラルダクト(低圧、 高圧1、2ダクト) 撤去	100mm 再使用しない	7	m			
スパイラルダクト(低圧、 高圧1、2ダクト) 撤去	150mm 再使用しない	32	m			
スパイラルダクト(低圧、 高圧1、2ダクト) 撤去	200mm 再使用しない	7	m			
配管用 炭素鋼鋼管(白) 撤去	ねじ接合 屋内一般 65A	2	m			
配管用 炭素鋼鋼管(白) 撤去	ねじ接合 屋内一般 125A	5	m			
換気扇 撤去	天井埋込形	16	台			
送風機(片吸込) 取外し	天井吊形 標準基礎 No.1 1/4以下	1	台			
圧力扇 撤去	200φ以下	2	台			
圧力扇 撤去	250φ以下	1	台			
バルブ撤去	弁類 65A	3	個			
排気フード 撤去	SUS製700×500 防虫網共	1	個			
風量調整防火ダンパー(FVD) 撤去	600×400	1	個			
排ガス用排気ボックス 撤去	1,000×400×600H(0.8t)	1	個			
計						

鳥取県西部広域行政管理組合

改築工事		撤去工事		給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PB)撤去	ねじ接合 屋内一般 20A	19	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PB)撤去	ねじ接合 屋内一般 25A	2	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PB)撤去	ねじ接合 屋内一般 40A	1	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PB)撤去	ねじ接合 機械室・便所 20A	20	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PB)撤去	ねじ接合 機械室・便所 32A	5	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PD)撤去	ねじ接合 屋内一般 20A	3	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PD)撤去	ねじ接合 機械室・便所 20A	14	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PD)撤去	ねじ接合 機械室・便所 25A	1	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PD)撤去	ねじ接合 機械室・便所 32A	3	m			
給水・ポリ粉体 ライニング鋼管 (SGP-PD)撤去	ねじ接合 機械室・便所 40A	2	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 20A	16	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 25A	15	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 30A	2	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 40A	40	m			
TW受水槽付加圧給 水ポンプ撤去	FRP製タンク3, 100L, ポンプ 0.75kW	1	基			
消火用カップリンク	65A	1	個			
青銅仕切弁撤去	5K(ねじ) 40A	3	個			
バルブボックス撤 去	V C - P 3 0 0 H	3	個			
搬出費(撤去用)	単独搬出 100kg/m3未満	0.5	t			
給水管 保温撤去	グラスウール 天井内, ハイシャフト内 アルミグラス化粧筒 20A 再使用しない	39	m			

鳥取県西部広域行政管理組合

改築工事		撤去工事		排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	屋内一般 50A	20	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	屋内一般 65A	10	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	屋内一般 75A	9	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	機械室・便所 40A	4	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	機械室・便所 50A	14	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	機械室・便所 65A	22	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	機械室・便所 75A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	機械室・便所 100A	17	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	地中配管 50A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	地中配管 65A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	地中配管 75A	24	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	地中配管 100A	22	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 撤去	屋外架空・暗渠 75A	1	m			
床上掃除口撤去	65A	4	個			
床上掃除口撤去	100A	2	個			
排水目皿撤去	50A	1	個			
床排水トラップ 撤去	50A	3	個			
通気金物撤去	65A	1	個			
小口径汚水桝撤去	50-75Φ DR 340H	1	個			
小口径汚水桝撤去	100-100Φ 90Y ～500H	6	個			

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

共有工事 給水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水道用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 25A	55	m			
横水栓	25A	1	個			
水栓柱	RC100Φ1200H 25A用	1	個			
埋設仕切弁	10K25A	1	個			
バルブボックス	VC-P 300H	1	個			
地中埋設標	鉄 製	8	個			
埋設標識テープ	150幅	55	m			
既設配管接続						
配管分岐 (樹脂管類) ・手間のみ	配管分岐 20A 保温無	1	か所			
配管分岐 (樹脂管類) ・手間のみ	配管分岐 25A 保温無	1	か所			
土工事						
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	16.2	m3			
山砂		5.2	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	11	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し -	1	往復			
AS舗装はつり						
舗装カッター切断	アスファルト 200t以下	105	m			
アスファルト舗装撤去	集積、積込共	113	m ²			
計						

共有工事 排水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 75A	6	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	22	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 125A	1	m			
小口径汚水樹	100-200Φ 90Y 450H T-8	1	個			
小口径汚水樹	100-200Φ 90Y 470H T-8	1	個			
小口径汚水樹	100-200Φ 90Y 530H T-8	1	個			
小口径汚水樹	125-200Φ 90L 470H T-8	1	個			
小口径汚水樹	125-200Φ WLS 560H T-8	1	個			
小口径雨水樹	100-200Φ 90Y 450H T-8蓋	1	個			
小口径雨水樹	100-200Φ 90Y 500H T-8蓋	1	個			
小口径雨水樹	100-200Φ 90WY 550H T-8蓋	1	個			
既設配管接続						
配管分岐 (樹脂管類)・手間のみ	配管分岐 125A 保温無	1	か所			
土工事						
根切り(機械)	バックホウ 0.28m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	8.4	m3			
山砂		4.2	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.28m3 排出ガス対策型 油圧式ローラ型	4.3	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し -	1	往復			
計						

共有工事		ガス設備		液化石油ガス設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
プロパン・配管用 炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 屋内一般 32A	4	m			
ガス用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 30A	5	m			
サービスコック	LPG 32A	1	個			
電蝕防止継手	32A	1	個			
LPG集合装置	4本+4本立て 自動切替調整器他共	1	組			
地中埋設標	鉄 製	3	個			
埋設標識テープ	150幅	5	m			
塗装						
配管用 炭素鋼鋼管(白管) 塗装	露 出 32A	4	m			
土工事						
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	0.8	m3			
山砂		0.5	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	0.4	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し -	1	往復			
計						

共有工事 原水ポンプ槽設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
原水ポンプ槽	FRP製有効容量0.8m ³ 1,200Φ×2,270H	1	基			
制御盤	SUS製屋外自立形 600×250×1,230H 回転灯付	1	台			
機器据付		1	式			
二次側電気工事		1	式			
諸経費		1	式			
フロー・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 20A	4	m			
排水・硬質ポリ 塩ビ管 (VP)	地中配管 100A	3	m			
排水・硬質塩化ビ ニル管 (カーVP)	屋外架空・暗渠 100A	7	m			
DP中間ファン	業務用 臭突管中間据付形100Φ 100m ³ /h×40Pa	1	台			
通気金物	KVR 100A	1	個			
原水ポンプ埋設工 事						
遣方	小規模	3.2	m ²			
墨出し	小規模 - -	3.2	m ²			
登り栈橋		2.6	m			
養生	小規模 - -	3.2	m ²			
整理清掃 後片付け	小規模 - -	3.2	m ²			
安全対策費		21	m			
水替え費	水中ポンプ程度	1	式			
根切り(機械)	バックホウ 0.28m ³ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	39.5	m ³			
山砂		33.2	m ³			

共有工事		原水ポンプ槽設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
床付け		4	m ²			
砂利地業	切込み砕石	0.6	m ³			
土工機械運搬	根切り、埋戻し -	1	往復			
捨てコンクリート		0.2	m ³			
コンクリート	生コン人力打設	1.7	m ³			
型枠	一般用	2.9	m ²			
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	6.5	m ²			
排水・遠心力 鉄筋コンクリート管	地中配管 250A	4	m			
根巻きコンクリート		1	式			
鉄筋	D10、D13	258	kg			
パワー基礎工事						
コンクリート	生コン人力打設	0.1	m ³			
砂利地業	切込み砕石	0.1	m ³			
根切り(人力)		0.2	m ³			
埋戻し	人 力 根切り土 -	0.1	m ³			
型枠	一般用	0.6	m ²			
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	0.5	m ²			
鉄筋	D10、D13	2	kg			
土工事						
根切り(機械)	パワーバックホウ 0.13m ³ 排出ガス対策型 油圧式パワー型	1.2	m ³			

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合

仮設工事		仮設工事		撤去工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給排気 ^{ガス} リル・ベント キャップ 撤去	プラスチック製150Φ	2	個			
水道用 ^ボ リエチレン管 撤去	軟質管・金属製継手接合 屋外架空・暗渠 20A	92	m			
給水・耐衝撃性 ^ボ リ塩ビ管(HIVP) 撤去	屋内一般 20A	16	m			
給水管 保温 保温 ^{チューブ} 撤去	20t 20A	109	m			
水栓類撤去	13A	6	個			
排水・硬質 ^ボ リ 塩化ビニル管(VP) 撤去	屋内一般 50A	10	m			
排水・硬質 ^ボ リ 塩化ビニル管(VP) 撤去	屋外架空・暗渠 50A	10	m			
排水・硬質 ^ボ リ 塩化ビニル管(VP) 撤去	屋外架空・暗渠 50A	69	m			
洗濯機トラップ 撤去	50A	2	個			
ガス用 ^ボ リエチレン管撤 去	軟質管・金属製継手接合 屋外架空 25A	26	m			
配管用 炭素鋼鋼管(白) 撤去	ねじ接合 屋内一般 15A	3	m			
配管用 炭素鋼鋼管(白) 撤去	ねじ接合 屋内一般 25A	2	m			
液化石油ガス 充てん容器集合 装置撤去	2本立	1	組			
屋外消火器箱撤去	1本用	1	個			
仮設建物補修		1	式			
計						

鳥取県西部広域行政管理組合

[illegible]

鳥取県西部広域行政管理組合

[illegible]

[illegible]

1 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適性化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図に変更があったときは、変更が生じた日から 20 日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県西部圏域内及び県内業者（以下「圏域内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は圏域内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる圏域内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは圏域内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 共同企業体が工事を請け負う場合、構成員による下請けは行わないこと。

2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、鳥取県が定める「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 県西部圏域内産の資材がある場合は、圏域内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、圏域内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「圏域内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。圏域内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について圏域内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性 V O C（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第 59 条、第 60 条の 2 に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。

- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事務データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
(2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 1 2 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6 ダンプトラック等、による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
(2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
(3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
(5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当って、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
(7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
(8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を使用しないこと。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に参加済みで、建退共に参加することができないと認められる場合は、この限りでない。
(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共参加並びに証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (4) 請負業者は、建退共の発注者用の掛金収納書を原則として契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1 級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第 40 条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
- (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3 か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と

所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者の有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に当初の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (6) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
- (7) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (8) 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

特 記 事 項 〔施工条件明示事項〕

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

明示項目	明 示 事 項	条 件
工 程	1. 他工事との調整	工事名 大山消防署大規模改修等建築主体工事 大山消防署大規模改修等電気設備工事
	2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 制限される工事 □ 全般 制限の内容 施設運営に支障がないよう協力すること。
	3. 関係機関等との協議	本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。
	4. 工事の指定部分	については、 令和 年 月 日までに完成させること。
	5. 地下埋設物等の調査	工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気通信・ガス・その他）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道下水道・電気・通信・ガス・その他）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。
	地下埋設物の移設が予定されている場合。	・ 移設期間
	6. 週休 2 日促進モデル工事	本工事は、「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」（令和3年4月1日施行）の対象工事であり、発注方式は下記とする。 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式
用地	1. 工事用車輛の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 ・敷地内に一部確保できる。 □原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
公害対策	1. 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	内 容 関係法令を遵守すること。
	2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合。	・近隣家屋等の ・事前事後の状況の写真を付して記録し ・事後（ ）の調査を行い、万全を期して施工すること。 ・工事概要について住民説明を行うこと。 ・近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、市が行う対応等に協力すること。
安全対策	1. 交通安全施設等の指定	□一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員 A 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日 交通誘導員 B 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員 A、交通誘導員 B の定義は以下のとおりとする。 交通誘導員 A とは、警備業法第 2 条第 4 号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員 B とは、警備業法第 2 条第 3 項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第 14 条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員 B を配置していることとみなす。

明示項目	明 示 事 項	条 件
⑤ 工事用道路	①. 一般道路を搬入路として使用する場合。 ②. (ア) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合。 ・ (イ) 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合。 2. 仮道路を設置する場合	・ 運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 ③. 制限の内容 工事用資機材等運搬による大型車両の出入は、緊急車両の出入に支障のないようにすること。 ・ 処置の内容 _____ _____ ・ 幅員 _____m ・ 延長 _____m ・ 切込碎石 厚 _____cm ・ その他 ・ 工事終了後の処置 _____ _____
	⑥ 仮設備	①. 仮囲い等の範囲、構造 ②. 仮設備 ③. 仮設備の設置方法 ④. 仮設備の撤去方法 ⑤. 仮設備の維持管理 ⑥. 仮設備の点検 ⑦. 仮設備の記録 ⑧. 仮設備の報告 ⑨. 仮設備の承認 ⑩. 仮設備の撤去 ⑪. 仮設備の再設置 ⑫. 仮設備の再利用 ⑬. 仮設備の廃棄 ⑭. 仮設備の処分 ⑮. 仮設備の売却 ⑯. 仮設備の賃貸 ⑰. 仮設備のリース ⑱. 仮設備の購入 ⑲. 仮設備の売却 ⑳. 仮設備の処分 ㉑. 仮設備の再利用 ㉒. 仮設備の廃棄 ㉓. 仮設備の処分 ㉔. 仮設備の売却 ㉕. 仮設備の賃貸 ㉖. 仮設備のリース ㉗. 仮設備の購入 ㉘. 仮設備の売却 ㉙. 仮設備の処分 ㉚. 仮設備の再利用 ㉛. 仮設備の廃棄 ㉜. 仮設備の処分 ㉝. 仮設備の売却 ㉞. 仮設備の賃貸 ㉟. 仮設備のリース ㊱. 仮設備の購入 ㊲. 仮設備の売却 ㊳. 仮設備の処分 ㊴. 仮設備の再利用 ㊵. 仮設備の廃棄 ㊶. 仮設備の処分 ㊷. 仮設備の売却 ㊸. 仮設備の賃貸 ㊹. 仮設備のリース ㊺. 仮設備の購入 ㊻. 仮設備の売却 ㊼. 仮設備の処分 ㊽. 仮設備の再利用 ㊾. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース ㊿. 仮設備の購入 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の再利用 ㊿. 仮設備の廃棄 ㊿. 仮設備の処分 ㊿. 仮設備の売却 ㊿. 仮設備の賃貸 ㊿. 仮設備のリース

明示項目	明 示 事 項	条 件
建設副産物の使用	1. 建設発生土の使用	_____工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。
	2. 再生資源の使用	ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 ☒ 再生クラッシャーラン〔規格：Rcc-40 〕は、 <u>使用箇所</u> ： 室外機基礎 に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS- _____ 〕は、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____ 〕は、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。 オ その他再生資材〔資材名： _____ 〕〔規格： _____ 〕は、 <u>使用箇所</u> ：_____に使用する。
9 支 障 物 件	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合。	移設・撤去 防護等の方法 _____ _____ _____
10 濁 処 理	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
その他	1. 工事実績情報の登録	工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は工事契約後10日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター 発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。
	2. 支給材料及び貸与品がある場合 3. 工事用電力等を指定する場合 4. 景観への配慮 5. そ の 他	品 名 _____ 数 量 _____ 品質、規格又は性能 _____ 引渡場所 _____ 引渡時期 _____ 内 容 _____ ア 本工事は、景観法に基づく通知対象行為である。 イ 通知対象行為の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。 ・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ☒ 近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ☒ 契約図書の作成は、落札者において行うこと。 ・アルミニウム製建具の製造所は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価名簿に記載されている製造所とすること。 ☒ 当該営繕工事の予定価格は、材料及び労務単価を見直した令和4年度営繕工事設計標準単価（令和4年3月改訂版）により算出しております。 ・試運転に伴う本受電後の電力基本料金及び電気工作物保安管理費は、落札者において負担すること。 ☒ 本工事に於いて適用する標準仕様書などの各基準について、改定により最新版が存在する場合は、監督員と協議を行い施工すること。 ☒ 交通誘導員の単価については、警備業法に規定する警備員を配置するものとして、国土交通省による公共工事設計労務単価に警備会社が必要とする諸経費を含む費用を見込んでいる。なお、直接的及び恒常的な雇用関係にある自社の従業員で対応する場合は監督員と協議を行うこと。（単価は公共工事の積算に用いるものであり、下請契約に係る労務単価や雇用関係による労働者への支払い賃金を拘束するものではない。） ・耐震強度を必要とする主要な機器(大型水槽全般、キュービクルなど)及び風圧荷重を考慮する機器(アンテナ、ポールなど)の施工において、あと施工アンカーを使用する場合は引抜試験をおこなうこと。 ・ _____ _____

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

2 感染拡大防止に向けた取組

(1) 現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）、感染流行警戒地域（Ⅲ）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の5日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（Ⅱ）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

(2) 県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

(3) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは別紙1第2項により対応すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、別紙1第1項及び別紙2により対

応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の対応について

1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された 場合の対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）

（１）対象者

発注者：監督員、調査職員（以下「監督員等」という。）を対象とする。

受注者：現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

（２）用語の定義

現場等：作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務については執務を行っている事務所をいう。

陽性者：PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者

濃厚接触者：保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者

感染の疑いがある者：濃厚接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈している者

（３）感染の疑いがある者が確認された場合の対応

ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合

別紙2 「〔1〕該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。

イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等を確認された場合

別紙2 「〔2〕該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

（４）注意事項

ア 陽性者について

陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。

陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。

イ 濃厚接触者について

濃厚接触者は、保健所の指導に従う。

ウ （３）アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について

工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。

特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。

エ （３）イにおける、「工事等の一時中止の可否を検討」について

現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更（通知）や段階確認の臨場を机上とする（指示）等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

（１）工事等の書類の提出

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

(2) 受発注者間の打合せ

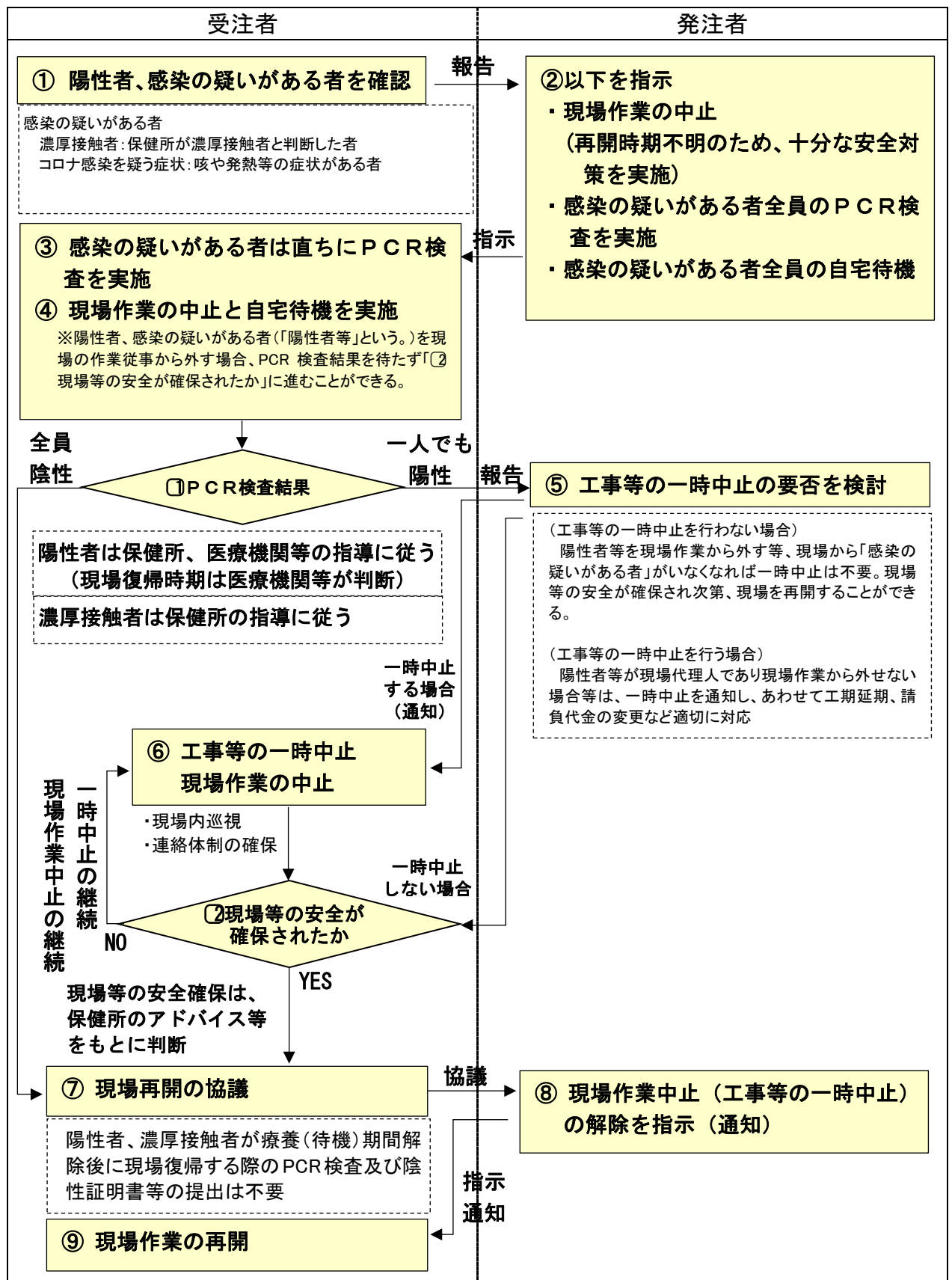
ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

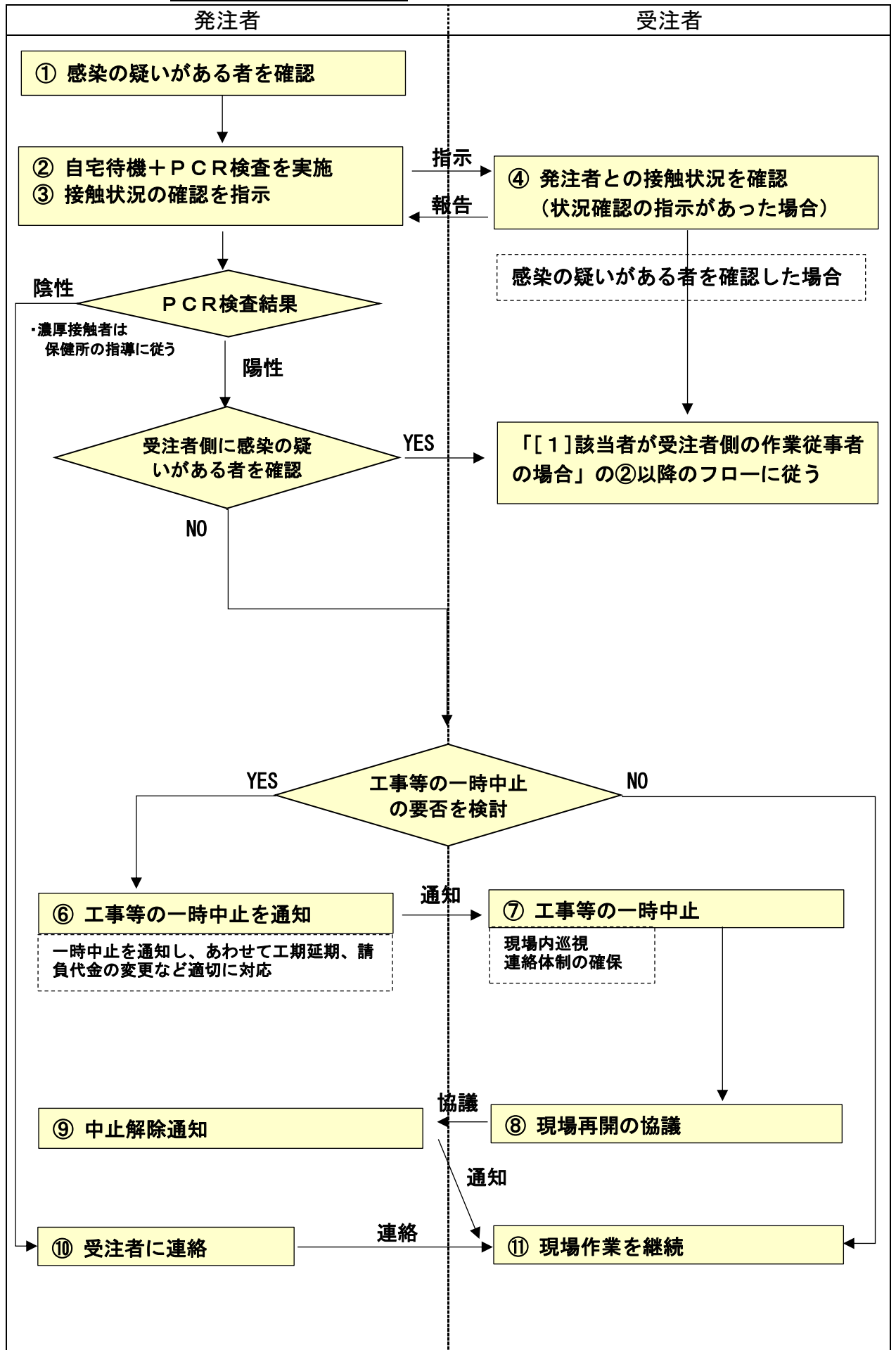
- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合



〔２〕 該当者が発注者側の監督員等の場合



3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。
人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

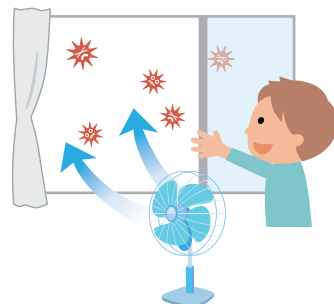


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間**程度、**全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
(注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。

- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。



- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHO は「5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛まつ（約 3,000 個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは 10 人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。

